

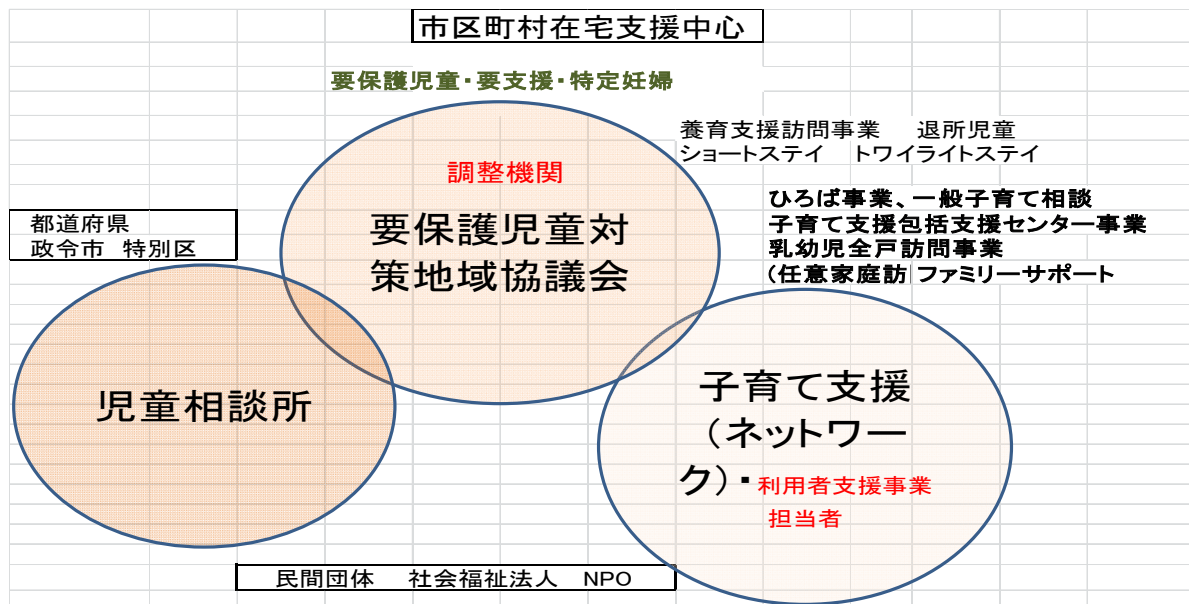
10月30日  
意見資料

流通科学大学 加藤曜子

## 1. 国・都道府県・基礎自治体の責務と役割（案）への意見

基礎自治体についての内容について、新たに提案をさせていただきます。

児童相談所、市区町村の責務の部分に関して述べさせていただきます。



子ども家庭総合支援拠点については、以下にまとめられるかと思えます。

### ① 一般の家庭対象

一般子育て相談、子育て世代包括支援センター、乳児全戸訪問事業、子育てひろば事業などがあります。

### ② 要保護児童対策地域協議会

要保護児童対策地域協議会は、地域の関係機関の連携によって在宅支援を行い、調整機関によってそれらの進行を管理するものです。保健センター、保育所・幼稚園・保育所・医療機関・障害福祉・生活保護・民生委員児童委員などが、機関の役割を十分に発揮して、早期発見から虐待防止、重症化防止を行うこととなります。

### ③ 一般の家庭と要保護児童対策地域協議会登録家庭が重なるサービスの関係

一般家庭と、要保護児童対策地域協議会の管理ケースの両方が使えるサービスとして、保育所入所ショートステイ、一時預かり、トワイライトステイがあります。

③については、要保護児童対策地域協議会対象事例でショートステイ利用は重要となっており、子どもの安全第一を考える場合には、まず要保護児童対策地域協議会事例を優先することが規則でかけられるべきであると考えます。

自治体がどの程度ショートステイを確保できるかという財源の問題もでてまいります。

費用なども含め、利用者支援事業担当者は要保護児童対策地域協議会調整機関と連携することが重要となります。

保育所入所についても、虐待を要件とする入所に優先枠を設置するなどが、申し立ての度合いと、必要性の度合いとを調整することが大切です。

## 2. 新たな子ども家庭福祉システムにおける虐待対応システムイメージ図【案】への意見

通告の一元化を振り分けることについては

1. 一元化としての窓口対応についてホットラインを中心にされるのであれば、かなりの専門性やアセスメント力を持たないと、振り分けは困難となります。実は重篤なものはわかりやすいのですが、軽い相談と違っていても、より深くきくと心配だという事例もあるため、どこで情報が担保されるのかについて慎重に検討をする必要があると考えます。
2. すでに市町村に相談業務が定着している場合もあるため、学校や保育所などの混乱が予想されます。
3. さらに地元で、顔がみえる関係としての信頼関係があるからこそ、市町村相談を通じて検討ができたが、一元化してしまうと、多分学校や保育所などは通告を控えるのではないかと危惧します。また、生活保護や障害福祉などの家庭状況の把握可能な機関からの情報も同様に考えられます。
4. 土地に詳しくないため、どの程度までの振り分けを行うのかが不明である。あそこのあの子とか、あの地域だという情報は市町村窓口の方が入りやすいです。
5. 振り分けを実際にやっていくことができるのは、要保護児童対策地域協議会の進行管理会議（実務者会議）においてだと思います。情報の共有からアセスメントをしたうえで、児童相談所が主たる機関として事例に対応するのか、市町村が主たる機関となって事例に対応するのかを決定し、どちらの軸足が置かれているのかを明確にしたうえで、連携をしながら支援計画し、役割分担をした上で、実際に支援をしていきます。  
児童相談所は、要保護児童対策地域協議会の一員でもあるので、役割分担をした上で、市区町村と一緒に動く場合もあります。

例①上の子は保護していないが、下の子をネグレクトからくる低身長を疑うために一時保護し検査後に帰宅させるかどうかを検討するという場合を想定します。上の子には市が担当し、下の子には、児童相談所が担当をするので、両者が調整をしながら、役割分担を検討する必要があります。

例②施設退所後については、児童相談所は、児童福祉司指導として親への支援を行います。市町村は学校に戻るための子どもへの関わりを学校と調整し、また児童扶養手当の手続きをして生活安定の相談にのるなど、新たな生活の場の安定を図ります。また、家庭児童相談室が児童福祉司指導終了後は、母と子の相談にのります。個別ケース検討会議を開催しつつ、月一度の実務者会議においても進捗を報告します。

6. DVの心理的虐待はどのように対応するのかが未解決です。十分審議が必要となります。

### 3. 新たな子ども家庭福祉システムにおける虐待対応システムイメージからの意見

1. 市町村については、かなりの役割が課せられてくるかと思えます。

現在の市町村体制では、継続的な支援や包括的な支援ができる状況にはないといえます。

マンパワーと、育成、専門性、研修体制、継続性の側面をみても、やりたくてもできない状態が続いています。

市町村については、虐待の9割となる在宅支援を、全数の進行管理を行うとともに要保護児童対策地域協議会の運営を行っています。一方で、家庭訪問や面接などで保護者のニーズに合わせて支援を提供したり、様々な支援や地域のサービスにつなげたりしながら、家庭の養育力の育ちや問題改善に向けて支援を行うことが大切な役割となります。そのために体制として、会議の調整機関担当者および、調整機関の役割も担う児童家庭相談の相談担当の役割が必要となります。

条件として、①虐待対応担当課の相談員の体制を充実させることがまず求められます。さらに、調整機関としての調整担当者は人口5万以下においても最低2名、人口10万以上30万以下では3名～5名、人口30万以上では5名～8名を配置し、相談担当者も配置することが求められます。

②システムイメージでは、要保護児童対策地域協議会が十分に書き込まれていません。

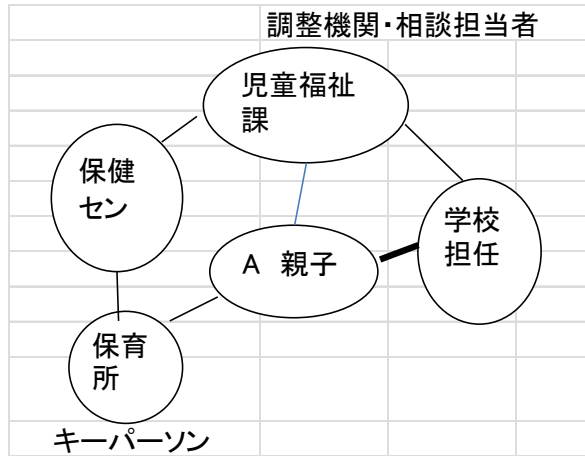
要保護児童対策地域協議会の特徴は、市町村虐待相談担当者を中心に、学校、保育所、保健センター、医療機関、司法関係などが参加し、役割分担をしつつ、支援体制を組んでいくことを意味します。これが先進国で強調されてきている多機関間連携による支援体制となります。よって、市町村と表記すると、漠とした形となるため、どのような機関が実質的に連携してやっていくのかを明記しておく必要があるかと思えます。

③ 調整機関としてネットワークを効果的に組織し、信頼を受けてコーディネートするためには、5年以上の経験が不可欠となります。また、適切なアセスメント力と有効的なアプローチを市区町村で保持するためには、高い専門性と多職種による支援が必要です。新しい児童家庭福祉士配置を調整機関リーダーにすえ、社会福祉士や精神保健福祉士のほかにも、保健師、保育士、臨床心理士、教員など様々な視点を揃えることが、市区町村の継続的な支援の要となります。

#### 例1

要保護児童対策地域協議会の個別の支援体制の一例

個別の支援は、調整機関が核になりつつ、機関が連携をして親子を支えて支援をするものです。



### 例 2

要保護児童対策地域協議会登録事例と、地域総合子ども家庭支援事業を利用する事例

通院中の母にとり、子どもが3人を育てるものの、学期末になると疲れて、ついつい暴言をはき、家事ができなくなる。そのため、ショートステイを利用し、子どもと親の距離をおき、母が一時的な休養をとると、落ち着くため、定期的に利用をしている。

実務者会議の中で、子どもの状況が報告されるとともに、親子の支援効果や今後の支援計画についての確認がなされることとなります。

### 例 3

特定妊婦と要保護児童対策地域協議会の連携

家出を繰り返していた10代の妊婦に対して、保健センターは助産制度の情報提供と出産病院の調整、そして調整機関である児童福祉課は出産後の生活についての相談を行い、出産後の準備の確認や出産後に速やかにケース会議を行い、退院に対する条件付けを行い、退院後の役割分担を決定した。

以上